



2020年12月24日

各 位

会 社 名 株式会社エムジーホーム
代 表 者 名 代表取締役 長谷川克彦
(コード：8891 東証2部 名証2部)
問 合 せ 先 管理部部長 林邦彦
(TEL.052-212-5110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年2月25日開催予定の当社臨時株主総会に、株式会社エムジーホームの定款を一部変更することを付議する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 監査等委員会への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 商号の変更に伴う規定の変更を行うものです。
- (3) 剰余金の配当を取締役会決議で行えるよう変更を行うものです。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会	2021年2月25日
定款変更の効力発生日	2021年4月1日

以上

別紙

新旧対照表

改定前	改定後
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、株式会社エムジーホームと称し、英文では、 <u>MG HOME CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>AMG ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>AMG HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ① <u>不動産の売買および仲介</u> ② <u>不動産の賃貸および管理</u> ③ <u>建築請負および代行</u> ④ <u>土地の造成および開発</u> ⑤ <u>建築資材の販売</u> ⑥ <u>広告代理業</u> ⑦ <u>コンサルタント業</u> ⑧ <u>生命保険、損害保険代理業</u> ⑨ <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	第2条 当社は、次の事業を営む <u>会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> <u>(1) 建築一式工事、土木一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の請負、施工、設計、監理およびコンサルタント</u> <u>(2) 不動産の売買、交換、仲介、貸借、管理、鑑定およびコンサルタント</u> <u>(3) 宅地、商業用地等の開発、造成および販売</u> <u>(4) 建物および設備の保守管理の受託</u> <u>(5) 建築資材、住宅設備機器、家具、エクステリア用品、室内外装飾品の設計、製作、施工、販売ならびに輸出入</u> <u>(6) 各種動産の賃貸借</u> <u>(7) 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務</u> <u>(8) インターネットのホームページの企画、制作および運営</u> <u>(9) インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告および宣伝</u>

	<p>に関する業務ならびに代理業務</p> <p>(10) 外国人技能実習生共同受入事業 および外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業</p> <p>(11) 特定技能外国人支援事業および特定技能外国人に係る職業紹介事業</p> <p>(12) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>2. 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② 監査役</p> <p>③ 監査役会</p> <p>④ 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場</p>

	<p>合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>
<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p style="text-align: center;"><新 設> <新 設></p> </p>	<p>(任期) 第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> </p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 <p style="text-align: center;">2. 取締役会はその決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> </p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。 <p style="text-align: center;">2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> </p>
<p>(招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <p style="text-align: center;">2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> </p>	<p>(招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <p style="text-align: center;">2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> </p>
<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利</p>	<p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の</p>

<p>益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削 除></p>
<p><u>(選任方法)</u> 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(任期)</u> 第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p><削 除></p>

<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 37 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(招集通知)</u> <u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 31 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

第6章 計算	第6章 計算
(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
<新 設>	(剰余金の配当等の決定機関) 第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <新 設>	(剰余金の配当の基準日) 第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	<削 除>
(配当の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当の除斥期間) 第34条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
<新 設> <新 設>	附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 第2条 本定款の変更は、令和3年4月1日からその効力を生じる。なお、本条は、効力発生日後にこれを削除する。